

## 第97号案件について

### 1. 企業の現状等

A社(サービス業、資本金1,600万円、売上高7億4千万円、従業員53名)は、順調に店舗の拡大を行ってきたが、資金支援を行っていた関連会社の破綻により不良資産が発生し、実質債務超過となっており、借入金返済の延滞が発生するなど資金繰りに支障を来す状況となったことから、協議会への相談に至った。

協議会としては、A社が県内で業界トップの企業であり地域経済に与える影響が大きいことを勘案し、常駐専門家、税理士、中小企業診断士による個別支援チームを平成16年1月に立ち上げ、再生計画策定支援を行った。

### 2. 再生計画の概要

破綻した関係会社社長が保有しているA社株式を売却し、A社取締役から退任すること等により、A社と関係会社との経営分離を明確にすることにより、追加の資金流出を防止し、金融機関に対する信用回復を図る。

新規資金の導入により、関係会社への資金支援のために中止していた新規出店を行うことにより、経営基盤を強化し、売上の増加を図る。

従業員の給与体系を成果主義に変更するとともに、販売管理費全般の見直しにより、経費の削減を図る。

新規出店等計画実施に必要な新規資金を県の制度等の活用により確保する。

これら計画の実施により、資金繰りの安定化を図り、3年以内に実質債務超過を解消する。

### 3. 協議会の果たした役割

協議会としては、破綻した関係会社との関係を遮断することによる金融機関への信用の回復、新規出店等による収益力強化のための具体的で実現性の高い事業計画をまとめた。

この結果、協議会向けに創設された県の制度融資を活用したメインバンク及び商工組合中央金庫、企業再建資金を活用した中小企業金融公庫による新規融資が実現した。

### 4. 効果

直接的効果として、A社の雇用確保が図られるとともに、間接的効果として、地域経済への悪影響が回避された。